

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（素案）の概要

北海道循環型社会形成の推進に関する条例〔H20.10.14 条例第90号〕

総 則〔第1章〕

第1条 目的

循環型社会の形成に関し、道等の責務を明らかにすること
 施策の基本となる事項、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図ること
 もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

第2条 用語の定義

第3条 道の責務

総合的かつ計画的な施策の策定・実施
 市町村の施策への支援
 施策の実施に当たって、国、市町村、関係機関、団体との連携

第4条 事業者の責務

原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用、適正処分
 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用、適正処分
 バイオマスを自ら使用しない場合の他者への提供等、利活用推進に資する取組への協力
 バイオマス製品等の利用促進への協力
 道の施策への協力

第5条 道民の責務

製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用、適正な処分
 バイオマスの利活用の取組への協力
 道の施策への協力

第6条 適切な役割分担等

施策の基本となる事項〔第2～3章〕 / 規制に関する事項〔第4～6章〕

循環型社会の形成に関する基本的施策〔第2章〕

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 第7条 循環型社会形成推進基本計画 | 第11条 調査の実施等 |
| 第8条 循環型社会の形成に関する施策の基本事項 | 第12条 事業者等への支援等 |
| 第9条 率先行動の促進 | 第13条 財政上の措置 |
| 第10条 循環型社会の形成に資する教育及び学習の振興等 | |

3 R の 推 進〔第3章 - 第1節〕

- 第14条 廃棄物等の発生及び排出の抑制
- 第15条 循環資源の循環的利用・処分のための措置
- 第16条 再生品の認定等
- 第17条 環境物品等の調達
- 第18条 産廃処理業者の育成

循環型社会ビジネスの振興〔第2節〕

- 第19条 循環型社会の形成に寄与する産業の振興

バイオマスの利活用の推進〔第3節〕

- 第20条 バイオマスの循環的な利用の推進
- 第21条 連携の推進
- 第22条 普及啓発の促進

罰 則〔第8章〕

第41条 罰則〔主な手続義務違反等は30万円以下の罰金〕、第42条 両罰規定

廃棄物等の道内における処理〔第4章〕

- 第23条 廃棄物等の道内処理の原則
- 第24条 道外産業廃棄物の搬入事前協議
- 第25条 協議の内容の変更 など（～第30条）

産業廃棄物の適正な処理の推進〔第5章〕

- 第31条 産業廃棄物を保管する場所の届出
- 第32条 委託した処分の状況の確認及び記録等
- 第33条 土地の適正な管理等 など（～第35条）

廃棄物処理施設の設置手続等〔第6章〕

- 第36条 特定施設設置等予定者の責務
- 第37条 事業計画書の提出等
- 第38条 環境保全に関する協定の締結

総 則〔第7章〕

- 第39条 適用除外 第40条 規則への委任

条例の施行に必要な事項を規則で規定

条例施行規則素案（パブコメ案）の概要〔条例第40条に基づき制定〕

道外産業廃棄物の搬入事前協議〔条例第24条関係〕

- 1 条例で定めるもののほか、道内への搬入について知事に事前協議する事項
- 2 道外産業廃棄物の事前協議に添付する書類
- 3 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を要しない施設
- 4 事前協議で適合を確認する「専ら道内で循環的な利用を行うための処理」の基準
- 5 条例で定めるもののほか、事前協議で適合を確認する必要がある事項

協議の内容の変更〔条例第25条関係〕

- 1 道外産業廃棄物の搬入事前協議の内容の変更協議を行う時期
- 2 変更協議を要しない軽微な変更

道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告〔条例第26条関係〕

- 1 道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告の項目
- 2 報告の時期

道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表〔条例第28条関係〕

- 1 前年度の道外産業廃棄物の搬入及び処理について、知事が公表する内容

産業廃棄物を保管する場所の届出〔条例第31条関係〕

- 1 生じた場所以外で産業廃棄物を保管しようとするときの保管場所の届出事項
- 2 届出に添付する書類及び図面
- 3 産業廃棄物保管場所の届出が不要な場合

委託した処分の状況の確認及び記録等〔条例第32条関係〕

- 1 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託した処分の実施状況の確認方法
- 2 処分の実施状況の確認事項
- 3 処分の実施状況の記録事項
- 4 記録の保存方法及び保存期間

産業廃棄物の処理施設の設置に係る手続等（条例第36条関連）

- 1 条例の対象とする廃棄物の処理施設
- 2 条例の対象とする廃棄物の処理施設の変更
- 3 条例第36条の適用を除外する者
- 4 廃棄物の処理施設の設置等に関し、立地に配慮すべき事項
- 5 廃棄物の処理施設の設置等に関し、条例の対象とする住民の範囲

附 則 ・施行日はH20.10.14（ただし第4章はH21.4.1、第5～6章はH21.6.1または7.1から施行）
 ・見直し規定（5年経過後に条例の施行状況を検討し、必要な措置を講じる）
 ・北海道公害防止条例の一部改正（産業廃棄物に関する条項の削除）